

外国為替及び外国貿易法に基づく報告制度に関する要望

外国為替及び外国貿易法（外為法）は、1980年及び1998年の二度の改正により、内外資本取引につき自由化が図られたが、一方その過程で事後報告制度が整備強化され、複雑な制度となっている。このため、財務委員会外為ワーキンググループでは、2004年6月に、報告制度の簡素化を求める要望を行なっているが、その後、2008年12月にIMFの国際収支マニュアルが改訂され、それに伴いわが国でも今後外為法に基づく報告制度の見直しが予定されている。この見直しは報告者に更なる負担を強いることも懸念されることから、今次の見直しに先立ち、現行報告制度に関する要望を、3月18日、再度日本銀行宛提出した。

外国為替及び外国貿易法に基づく報告制度に関する要望

2010年3月18日

社団法人 日本貿易会
財務委員会外為ワーキンググループ
幹事 杉田 洋一

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は外国為替及び外国貿易法に基づく報告制度に関し、種々ご指導賜り改めて御礼申し上げます。

当ワーキンググループでは、本報告制度の趣旨、重要性は理解しつつも、立法趣旨に鑑み許容されると考えられる範囲内で、報告者側の事務負担軽減をお願いする観点から、平成16年6月30日付けにて、制度の見直しについて要望を行なっております。

今般、IMFの国際収支マニュアルの改訂に伴う本報告制度の見直しが予定されておりますが、それに先立ち、再度、現行報告制度に関し別紙の通り要望申し上げますので、宜しくご検討賜りたくお願い申し上げます。

なお、本改訂要望の基本的な考え方と骨子は以下の通りです。

敬 具

記

1. 立法主旨の観点から許容されると考えられる範囲内で、報告者側の報告事務効率を改善し、事務負担を軽減できる改訂要望であること。

本要望内容は、同時に行政側の事務負担軽減にも資するものとなる可能性もあること。

- 2 . IMF 規程による国際収支統計作成目的の部分については、国際的に定められた規程基準に基づいているため、この点は厳格に遵守すべきものであることは理解しており、改訂要望には原則含めていない。
一方、統計目的ではない報告書については、許容され得ると思われる範囲での書式の改廃、書式の統一等の改訂要望を提出させて頂いている。
- 3 . 報告者側で、立法主旨の一層の周知徹底を図り、報告義務を厳格に遂行するためには、多岐にわたる実務規定自体が、広く一般から明確かつ客観的に理解され得るものであることが必要であり、それに資する改訂要望を提出させて頂いている。

以 上

参考資料